

第5回 子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会 会議録

- 日時 令和元年7月11日(木)午後1時00分～午後2時50分
- 会場 議会棟第2委員会室
- 出席者
委員：会長，福田副会長，釘持委員，今井委員，加藤委員，宇賀神委員，浪花委員
事務局：教育次長，生涯学習課課長，生涯学習課職員
- 傍聴者：1名
- 議題
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 報告事項
 - (1) 子どもの家等事業のあり方見直しに係るこれまでの検討経過について
 - 4 議事
 - (1) 委託契約する運営規模及び運営区域について
 - (2) 移行後における組織体制の整備について
 - (3) 新たな組織体制における事業費の公私負担と料金設定について
 - 5 その他
 - 6 閉会

■ 委員からの意見・質問等（要旨）

【子どもの家等事業のあり方見直しに係るこれまでの検討経過について】

（質疑なし）

【委託契約する運営規模及び運営区域について】

会長：委託契約する運営規模について、全市域を10区域に区切る案と、運営区域について、地域学校園を組み合わせ連合自治会の区域に沿って区切る案について説明がありました。ご意見・質問等がございましたら、お願いいたします。

A委員：運営区域を10区域程度に分割するという案であるが、どのように分割するのか。

事務局：各区域の人数がおよそ500～700人程度で平準化できるように、地域学校園を複数組み合わせ10区域程度とすることを想定している。

B委員：それらの分割した区域について、事業者は複数区域を受託することは可能か。

- 事務局 : 複数区域に手を上げることを市で制限するものではない。
- B委員 : 例えば、分割した区域のすべてを受託することも可能か。
- 事務局 : 市がその事業者の経営の規模や条件を審査し、すべての区域を受託できると判断した場合は可能であると考え。
- B委員 : 複数区域を受託した場合、決算報告等はそれぞれの区域ごとに作成するのか。
- 事務局 : 市が設定した運営区域ごとに管理し、作成することになる。
- C委員 : 別紙2の「視点」について、利用者と地域の視点、市の視点については、これまで利用者や地域、運営委員会から様々な意見を聴取した結果によりこのような視点になると考えるが、事業者の視点については、事業者から聴取したものなのか、それとも市が想定しているものなのか。
- 事務局 : 別紙2の右の列に記載しているが、全国展開している複数の事業者から聞き取りをしたところ、ある程度大きな規模の方がスケールメリットが得られて受託しやすいとの意見を聴取している。
- C委員 : 別紙2で25区域や39区域に分けるパターンでは、事業者の視点の評価は「×」とされているが、複数の運営区域を受託することも許容するとなると一概に「×」とは言えないのではないか。
- 事務局 : 評価の「×」の表記は、市が設定する運営区域について、運営区域の規模を比較するための評価であり、それぞれの区域を別々の事業者が受託することを前提に比較している。
- C委員 : 市は10程度の運営区域に分割して設定するものの、結果として1事業者が複数の運営区域を受託することも想定できると理解した。また、1事業者が複数区域を受託する場合でも、その区域ごとの特性には配慮する必要があるため、25地域学校園の単位を基本に組み合わせることにより、地域の特性を生かしやすいと考える。運営区域の規模は、県内他市町のように7、8校区程度の規模が良いと考える。
- 事務局 : 県内他市町と同程度の規模となるのが、10区域程度に分割する案である。
- D委員 : 児童数は中学校区（地域学校園）ごとに異なるため、学校数を平準化するのではなく、児童数が平準化するように区切るという理解で良いか。
- 事務局 : 児童数が500～700人程度になるような組み合わせを工夫していく。
- D委員 : 地域学校園を基本単位に、それを複数組み合わせていくというイメージで良いか。
- 事務局 : 地域学校園を崩さないように、かつ自治会の区域に沿った区域分けについて検討していきたい。
- D委員 : あまり規模が大きすぎると、連携がとれなくなってしまう可能性があるが、地域学校園単位を崩さないようにするのであれば、グループ間やグループ

内での連携も取りやすいと考える。

E委員 : 別紙2の10区域程度の評価には、「参入可能な事業者の運営規模がやや制限される」と「△」の評価があるが、具体的にどのような課題が想定され、どのような対応策が考えられるのか。

事務局 : 市内業者の育成の視点から参入機会を確保する必要があると考えるが、現在、市内には保育園等の卒園児のみを対象に行っている事業者など、小規模な事業者しかない。また、地域でNPO法人化をする場合、大きな規模では参入が困難であることが想定される。そのため、運営区域の規模をあまり大きすぎない規模とするほか、NPO法人化に当たり県内先進事例を紹介するなど、支援したいと考えている。

C委員 : NPO法人が大きな区域の運営を行うことは困難ではないか。

事務局 : NPO法人は会社組織とは違い、後継者の問題など現行の運営委員会と同じような課題が継続してしまうと考える。

B委員 : 地域学校園を単体で基本単位として、その基本単位を複数受託できるような仕組みはどうか。

事務局 : 地域学校園を単体で基本単位とする場合、児童数は60人から370人まで300人以上の差が生じる。地域学校園ごとの児童数の規模の大小を上手く組み合わせ、規模を均していきたいと考える。

B委員 : 中学校区を組み合わせる際には、指導員の代替配置に係る移動時間などに配慮し、近隣の地域学校園と組み合わせるべきと考える。

事務局 : 地域学校園を基本に連合自治会の区域に沿った区域分けを想定しているため、隣り合う地域学校園と組み合わせることを想定している。

C委員 : 市北部など児童数の少ない地域では、より多くの学校区を組み合わせることにより、児童数を平準化していくことになる。

事務局 : 地域学校園を基本単位として連合自治会の区域に沿った区分けで、かつ、児童数を平準化できる組み合わせを探していきたい。

C委員 : 組み合わせ毎のシミュレーションを行い、そのような区分けが可能なのか検証する必要がある。

事務局 : 本日いただいた意見を踏まえ、シミュレーションしたものを次回以降の会議に提示するのでご意見をいただきたい。

会 長 : 欠席された委員から事前に意見をいただいているので、事務局から紹介されたい。

事務局 : B委員は10区域程度の案に賛成と伺っている。また、C委員は3から5小学校区を組み合わせた区域が望ましいという意見を伺っており、10区域程度と25区域の案の間の規模となる。

A委員 : 効率化やスケールメリットのみではなく、地域の視点と利用者の視点は非

常に大切であり、検討の視点として取り入れる必要がある。

次回シミュレーションをしていただいて議論していきたい。シミュレーションは10区域程度のものだけになるか。

事務局：25区域とのご意見もありますことから、併せてシミュレーションし示したい。25区域の場合、地域学校園を単体で運営区域とすることから、小規模校同士の組み合わせとなってしまう地区があることをあることを示せると考える。

会長：比較できるものがあると検討しやすいため、両方のシミュレーションを用意してもらいたい。

【移行後における組織体制の整備について】

会長：移行後における組織体制の整備について、望ましい組織体制と指導員の処遇について意見をもらいたい旨の説明がありました。ご意見・質問等がございましたら、お願いいたします。

C委員：事務局の考え方に賛成である。

移行後には主任配置なども考え方としてあるようなので、委託料の積算にしっかりと含め、指導員の処遇改善を図ってもらいたい。

また、指導員の労働環境については、特に学校長期休業時は長時間労働になる傾向がある。今後、法人化することで指導員が確保でき、ローテーション勤務等が可能な体制に改善されていくことを期待したい。

E委員：議事（1）の委託契約する運営規模及び運営区域の議論の際に、地域や利用者の声を運営に反映させることは重要であると指摘があったが、組織体制については、地域や利用者の声を運営する事業者や管理者に伝える仕組みはどのように考えているのか。保護者会のようなものは組織されるのか、トラブルや相談、苦情の窓口、指導の体制について教えてほしい。

事務局：現行の運営委員会の関わり方についてであるが、子どもの家等事業の他に放課後子ども教室事業も実施している運営委員会には引き続き同事業の運営をお願いしたい。また、子どもの家等事業についても、これまで地域の特色を生かした行事等で児童の育成支援が図られており、その成果が継承できるような仕組みを検討していきたい。その際には、運営に対する評価を保護者だけでなく地域も関わり運営に反映させるような仕組みも想定できる。次回会議では、地域との関わり方についてたたき台を示した上でご意見を伺いたい。

また、トラブルや相談、苦情については、運営区域の責任者が窓口となり、事業者と相談をしながら解決をしていくことになる。また、解決が困難な事案については市と協議をしながら対応をしていく。市と事業者・責任者

は常に連携が必要であることから、定期的に実態を把握するための連絡会議や指導監督体制の整備が必要であると考えている。

C委員 : 子どもの家連合会のあり方について、廃止も含めて検討する必要がある。ただし、運営を評価するための地域組織が残るのであれば、その地域組織の連合会として存続していくことも考えられる。

また、現在、子どもの家連合会が市から委託を受けて年10回程度実施している研修の実施についてはどうなるのか。

事務局 : スキルアップや研修のあり方については、先進市では事業者が行っている例や事業者が専門家を雇ってクラブを個別に指導していく体制など様々な仕組みがあるため、それらを参考にしながら今後検討していくべき課題と捉えている。

C委員 : 県が行う認定資格研修は別として、指導員の全体的なスキルアップを一事業業者に任せてよいとは思えない。市が年に数回直接研修を行うなど、そのあり方についても今後の検討課題である。

E委員 : 子どもたちが集団で安全に生活していく上で、利用者の声を事業者に伝える仕組みが必要である。個別の申し出だけでなく、クラブ運営の構造的な問題に対しては利用者の意見を集約して対応することも必要である。

また、各クラブに対して管理面や安全面等について指導ができる責任者も必要であり、仕様書の中で義務付けていくべきである。

会 長 : 欠席された委員から事前に意見をいただいているので、事務局から紹介されたい。

事務局 : 3名の委員から共通していただいた意見としては、指導員の処遇、継続雇用の問題が挙げられる。特にB委員は、賃金は今の水準を維持すべきこと、その他の処遇についても市で統一すべきこと、との意見をいただいている。しかし、移行後の指導員の雇用主は事業者になるため、そのような条件を市が決定していくことは難しい。しかし、資料本編でも紹介している通り、本市としても指導員の待遇に要する費用を委託料に積算するとともに、事業者が指導員の待遇に反映させやすい方策について検討していきたい。

A委員 : 格差やばらつきを是正していくことは、非常に大きな課題であり、移行後も同様に違いが出てしまうことに対する疑問の意見と捉えた。

C委員 : 保育の水準を均一化することはもとより、指導員賃金についても水準を合せることが望ましい。委託料の積算の根拠や水準を示すことにより、事業者ごとに決定するそれらの水準を寄せることができるのではないかと。賃金の平準化が行われない場合、指導員が良い条件の事業者へ流れてしまう可能性がある。

- 事務局 : 提案募集の際に提案の上限金額を示すことは一般的であるが、中にはそれ以上に積算根拠まで示し、市が想定している基準を伝えている自治体もあるため、そのような工夫ができるか検討したい。
- B委員 : 現在の指導員は単年度契約が基本であるが、移行後の契約期間については事業者により異なるのか。
- 事務局 : 業務委託の契約期間として、3年や5年が基本となると想定している。
- B委員 : 同じ事業者で5年以上勤務した場合、無期継続雇用の対象になるのではないか。
- 事務局 : 雇用契約の方法については各事業者が決めることとなり、その中で優秀な成績の指導員は正社員になることもある。少なくとも委託契約期間は雇用できるものとする。
- B委員 : 6年目の雇用についてはどうなるのか。
- 事務局 : 他の事例では、契約更新時に事業者が手放したくない人材については、事業者が雇い入れるという例もある。現行の運営方式よりは、働く環境は安定していくと認識している。
- B委員 : 指導員の賃金が毎年昇給できる仕組みが必要と考える。
- 事務局 : 事業者が決めることであるが、委託期間内の昇給分も反映できる積算について検討したい。
- C委員 : 委託料に積算するのみではなく積算した金額が指導員の給与に反映される仕組みとされたい。経営側の利益になってしまい、待遇が悪化することもないとは言えない。
- 会長 : それはあってはならないことなので、懇談会の意見として示していきたい。
- E委員 : 特に配慮を要する児童が子どもの家等にいる場合、現在は生涯学習課で判断し、加配指導員を配置しているが、移行後も配置していくことはできるのか。
- 事務局 : 障がい児加配指導員の仕組みは、継続して対応していく。
- C委員 : 指導員の昇給分を委託料の積算に含めるのか。
- 事務局 : 委託契約の更新の際には、その時点でのモデル賃金の見直しも行いながら、提案の上限金額の積算を1から行う。また、最低賃金が上がっている場合には、それに合わせての増額は想定される。
- C委員 : 指導員の経験年数やスキルアップにより賃金の増額・昇給を行う必要があるため、委託料の積算は契約期間中であっても、年々増額していくとの見解でよいか。
- 事務局 : 現行方式の契約は単年度で行っているが、他市では、複数年度で契約している事例もあり、事業者には期間中の指導員の昇給等も考慮した金額を提案してもらい、その期間中の総額で契約する事例もあることから、それら

を参考にしながら検討したい。

- B委員 : 委託契約の更新の際に、会社の方針に合わない指導員が継続雇用できないことは仕方がないと思うが、前契約期間内の昇給分の給与を継続できないことを理由に、指導員が継続雇用を断られるようなことがないよう、長く勤務している指導員が報われるような制度としてもらいたい。
- 事務局 : 子どもや保護者の視点からも、信頼関係が構築されている指導員が子の特性に応じた保育を継続できるよう配慮していきたい。
- C委員 : 事業者の中には単価の安い新人ばかりを集めてしまい、保育の質やサービス水準が確保できない恐れも考えられるので、そのようなことがないようチェックできる体制が必要だと考える。
- 会 長 : 様々なご意見をいただいたので、これらを踏まえて事務局で検討を進めてもらいたい。

【新たな組織体制における事業費の公私負担と料金設定について】

- 会 長 : 新体制における事業費の公私負担の考え方と保護者が支払う料金設定の考え方について、説明がありました。ご意見・質問等がございましたら、お願いいたします。
- B委員 : 年間利用者についても、長期休業時は利用時間が長いため、別に特別料金を徴収することも必要であると考えます。
- C委員 : 延長時間については、サービスの提供を受ける人がその受益に対して負担するべきと考えるので、通常時も学校休業時も別料金を徴収するべきと考える。
- また、おやつ等についても、基本料金とは別に区分けする必要がある。
- B委員 : 土曜日の開設時間については、現行の運営方式で開設している8時から18時まででは必要であると考えますが、指導員の勤務時間にも配慮するため、拡大する時間帯の開設方法は柔軟に対応されたい。
- C委員 : 利用者がいなければ事業者の判断で閉所することもできるのか。
- 事務局 : 移行後は、地域や利用者の需要に合わせ、運営区域内で数ヵ所のみ開設する等の開設方法も考えられる。
- F委員 : 運営区域の中で、拠点となる小学校で開設する等のやり方が可能になるということか。
- 事務局 : そのような方法も考えられる。
- C委員 : 資料4、3(1)に「国庫補助を十分に活用する」とあるが、具体的に説明してもらいたい。
- 事務局 : 年々増額してきている国庫補助基準額に対して、本市委託料の積算と保護者負担金が据え置かれており、国庫補助の対象となる金額が相対的に下回

ってきていることから、現状では十分には活用しきれていない状況となっている。

- C委員 : 国庫補助を十分に活用するためには、保護者負担金も増額になるのか。
- 事務局 : 運営区域の分け方や市と保護者の負担割合によっても変動するため、次回以降の会議で示していきたい。増額になる場合にも、現在の保護者負担金の平均額や中核市平均は1つの目安としながら、できるだけ急激な増額は避けたい。
- B委員 : 現在5,500円で設定している子どもの家では増額の負担が大きくなる。
- 事務局 : これまで保護者が会計を担ったり、当番で運営の手伝いをしていたりと金額に換算できない負担があった。その負担が軽減される分の受益者負担が発生することを丁寧に説明していく。また、現在、適正な賃金が支払われていないクラブも存在しているため、保育の質を確保するために必要な経費であることを保護者に理解を求めていく。
- C委員 : 延長時間の設定について、現行は8時から18時が基本時間となっているが、7時30分から19時までのどの部分を別料金の時間と考えているか。
- 事務局 : 現行の子どもの家では、朝の時間帯の7時30分から18時までを基本料金としているところがほとんどであり、延長料金とする時間帯の設定についても改めてこの場でご意見をいただきたい。
- C委員 : 以前は9時から17時が基本開設時間であり、それが18時までになり、8時からになり、現在は8時から18時を基本開設時間としている。現状で18時以降を延長料金としているので、18時以降は延長料金が馴染むと考える。保育園の場合はどうなのか。
- G委員 : 認定子ども園では7時30分から18時が基本料金となっており、18時から19時が追加料金となっている。小1の壁を考慮すると同様の設定が良いと考える。
- D委員 : 学校開校日には子どもたちは7時半くらいに登校班で集合し学校に向かう生活を行っている。学校長期休業時や土曜日にはその時間に合わせて子どもの家利用を開始したい保護者がいる。ただし、開設時間を拡大する場合には、指導員の勤務状況等にも配慮しなければならない。
- F委員 : 保育園では、開設時間が11時間を超えた時間が延長時間とする国の考え方があり、7時から18時を基本開設時間として、それ以降を延長時間としている。1人の指導員が1日の開設時間すべてを勤務することはできないため、早番、中番、遅番のシフト制としている。
- C委員 : 保育園に合わせた方が良いと考えるので、18時以降が延長料金としては如何か。
- B委員 : 子どもが家庭で過ごす時間を確保するため、朝の延長料金は徴収した方が

良い。

- D委員 : 本当に必要な迫られて預ける保護者もいるが、そうではない保護者もいる。子どもが家庭で過ごす時間の確保の観点からも追加料金を払って預ける仕組みが良いのではないか。
- G委員 : 延長料金は夕方のみで良い。
- A委員 : 延長の時間帯を利用しない人に負担を求めるのではなく、受益者負担が良いと考える。
- C委員 : 7時30分から開設する経費は基本料金と委託料の積算に含め、18時以降は別途料金としたらいかがか。
- D委員 : その場合、指導員へ配慮するため、きちんとシフトを組み合わせながら勤務できる体制の整備がポイントである。
- 事務局 : 土曜日の料金設定についてはいかがか。基本料金に含むのか別途徴収すべきか意見を伺いたい。
- A委員 : 今の話の流れでは、土曜日も同様に別料金を徴収すべきと考える。
- C委員 : 土曜日やお盆勤務の際にシフトで勤務できれば良いが、そうでない場合は別に手当がもらえる等の配慮も必要と考える。
- 事務局 : 労働基準法に基づく割増賃金については事業者が決めていくことになるが、法の基準を満たした運営がされているか、しっかりチェック体制を整えながらやっていきたい。
- C委員 : 現在勤務している指導員に配慮し、現行の勤務形態をある程度維持しながら移行していく必要がある。急激な変化になると退職者が増える可能性もある。
- F委員 : 国の働き方改革で指導員の休暇等の処遇も変わってくるのが想定される。
- G委員 : 土曜日の開設が9時から16時となっている子どもの家があり、その時間帯では預けることができない人たちもいる。利用しにくい仕組みであることが原因で、本来あるはずのニーズを消してしまっている。利用者数が少ない開設日には、特定のクラブを開設することにすれば、指導員もシフトを組んで勤務することができる。
- 会 長 : 様々なご意見をいただいたので、これらを踏まえて事務局で検討を進めてもらいたい。